

## 1. 現状

- 地方自治体は、その所有に属しない**現金は法令の規定によるものしか保管できず**、一時的に保管する場合は地方自治法施行令により歳入歳出外現金とするなど、現金の会計上の取り扱いは明確に規定されている。
- 日本赤十字社の活動については「住民の安全・健康及び福祉を維持する」など**公益性も高く**、昭和27年の法施行に際し**厚生省からの要請**もあり、自治体が日本赤十字社都道府県支部から**委嘱**を受けて、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動実施のため集めた資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。

### 【法令上の規定】

#### 地方自治法

(現金及び有価証券の保管)

第235条の4

2 債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、**法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。**

### 【実情】

#### 協力依頼

・S27.9月  
厚生事務次官通知

・毎年2月頃  
厚労省社会・援護局長名  
会員増強運動への協力依頼

## 2. 具体的な支障・制度改正の必要性

- 活動資金・交付金の取扱いに関して、法令上、明確な根拠がなく、現金の取り扱い上問題。各自治体で公金に準ずるものとして要綱を作成し、厳格に取り扱ってはいるが、法的根拠が必要。  
神戸市においては、**実態上、公金外現金＝準公金として処理要綱を定め取り扱っているが、法令上の規定がないため職員が私人として現金を管理していることとなり、責任の所在が不明確と認識**
- 活動資金及び交付金に関する業務についても、法令上、明確な根拠がなく、日赤活動の公益性の高さと厚生省（厚生労働省）からの協力依頼により委嘱を受けて実施しているが、人件費も発生しており、法的根拠が必要。  
神戸市においては、**市長・副市長及び各区の区長等の市職員は、それぞれの職名で日赤兵庫県支部より委嘱を受け、日赤地区本部（神戸市本庁）区地区（神戸市各区）を構成。委嘱を受けた者（職）は、地区本部・区地区として、募金の受領及び事務費の管理等を担っている。**
- 同様の状況の自治体も他に多数あり、制度適正化のためには法令上の規定が必要。



### 3. 求める措置

## 日本赤十字社の活動資金に関する自治体業務について法的な位置づけの明確化



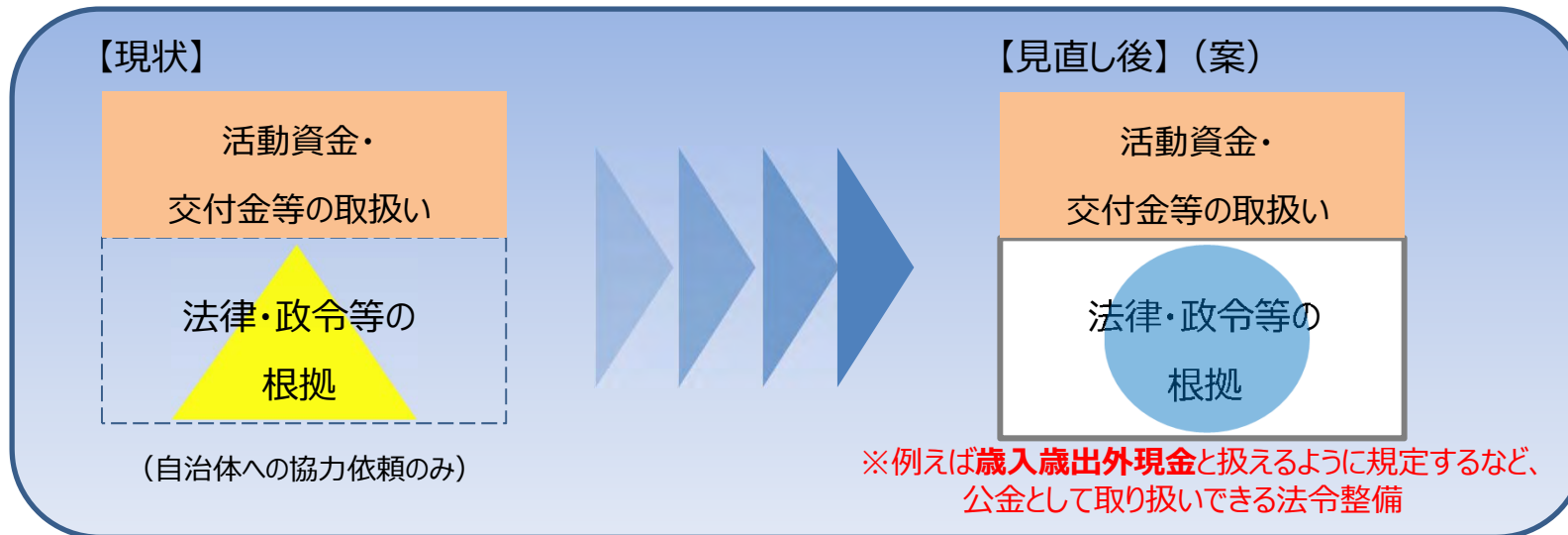
- ① 地方自治法施行規則で歳入歳出外現金として自治体で保管できる規定を明記
- ② 日本赤十字社法において自治体業務として位置づけ
- ③ その他関係法令に根拠規定を置く

等、いずれかの措置により自治体の日赤活動・資金管理に法的地位を与える。

### 4. 実現による効果

自治体の現金取り扱いの適正化。

- ・公金として会計管理者の出納及び保管が可能となる。
- ・万一現金事故が発生した場合も、法令の規定に応じた対応が可能となる。



### 歳入歳出外現金 (地方自治法第235条の4の3項)

- ・地方公共団体の所有に属さない現金 (一時的には預かるが、最終的には所有しない)
  - ・その種類・用途・保管手続等について、法律・政令に根拠を有しているもの
- Ex. 職員の給与にかかる源泉徴収所得税、住民税、共済組合の掛金など



## (参考) 本市における日本赤十字社（兵庫県支部）との関係

- **日赤地区本部**（神戸市本庁）**区地区**（神戸市各区）は、日赤兵庫県支部より地方公共団体の長、各区の区長をはじめ**神戸市の職員**がそれぞれの職名に**委嘱を受け構成**された団体

○日赤の組織（委嘱の状況）

団体	職名	委嘱者
兵庫県支部	支部長	兵庫県知事
神戸市 地区本部	地区本部長	神戸市長
区地区	地区長	各区長

※このほか、関係職員も委嘱されている

- **兵庫県支部としての活動**は、災害時の救護活動や被災者支援で、その活動は**住民からの募金**により支えられている。**神戸市**（地区本部・区地区）は、住民（自治会・婦人会・民生委員が集金）からの**募金の受領**、及び募金活動のため、**日赤から交付される事務費の管理等**を担っている。

※日本赤十字社では、「人道」を理念として、災害時の救護活動や被災者支援活動など、災害の備え、各地域への救急箱やAEDの設置、防災啓発プログラム、応急手当の講習など、地域住民の安全・安心や社会のニーズに沿った公益性のある活動を実施。この活動は、会員等から寄付される活動資金によって支えられており、日赤兵庫県支部においては、会員増強運動を例年5月に展開し、活動資金への協力を広く地域住民にお願いしている。

- ※ 日赤各都道府県支部は、支部としての機能はあるが、地域に拠点があるわけではなく、日赤側からの依頼に基づき  
①活動資金の募集依頼②受領③各支部に対する送金に関しては、地域住民から距離の近い、行政・社会福祉協議会が担当

## 重点番号 4

指定都市・中核市が設置する保育所  
の指導監査権限の都道府県から指定  
都市・中核市への移譲

令和2年7月  
岡山県

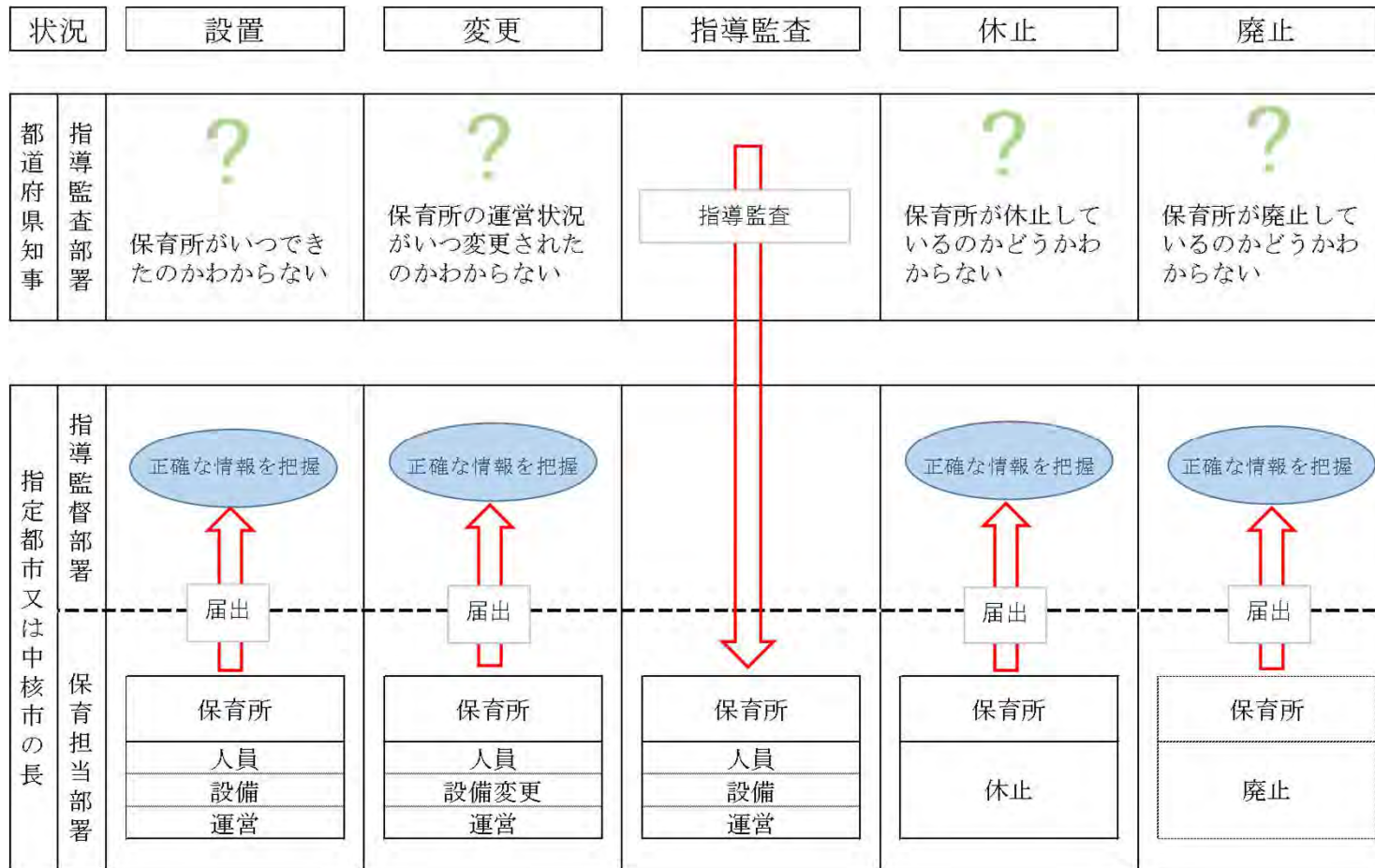
## 提案内容について

指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限について、地方自治法施行令を改正し、都道府県から指定都市・中核市に移譲すること

別々の主体に付与されている設置や廃止などの権限と指導監査の権限の一元化

- ・ 効率的、効果的な指導監査が期待できる
- ・ 住民や自治体にとって責任の所在がわかりやすい

# 指定都市・中核市が設置する保育所に対する自治体の関与の仕組み



## 現行制度の仕組みから生じる支障事例

保育所の指導監査に不可欠な設置、廃止、運営状況の変更などに係る情報を都道府県が適時に把握できない



指導監査に必要な情報を、市の協力といった任意の手続により収集する必要がある

制度的に指導監査漏れが発生するおそれ  
効率的・効果的な指導監査の実施の流れに逆行

# 施設類型別設置主体別手続先

## 保育所

所在	設置主体	手続形式	手続内容			
			設置	変更	休廃止	指導監査
指定都市 中核市	私立	認可	指定都市 中核市			
	指定都市 中核市	届出				
一般市町村	私立	認可	都道府県			
	一般市町村	届出				

## (参考) 幼保連携型認定こども園

所在	設置主体	手続形式	手続内容			
			設置	変更	休廃止	指導監査
指定都市 中核市	私立	認可	指定都市 中核市			
	指定都市 中核市	届出				
一般市町村	私立	認可	都道府県			
	一般市町村	届出				



## 指導監査に適用される基準条例について

地方自治法施行令の規定では、指導監査の際にいずれの基準条例が適用されるか不明

- 都道府県の基準条例を適用して指導監査を実施する場合
  - 指定都市・中核市が設置する保育所では、設置、変更などの際には同市の基準条例を遵守し、指導監査の際には、私立と異なり、都道府県の基準条例を遵守しなければならず、基準が2つ存在することになり負担が大きい。
- 指定都市・中核市の基準条例を適用して指導監査を実施する場合
  - 都道府県は、指定都市等の条例の解釈や運用を市の判断に委ねるほかなく、都道府県の主体性が損なわれる。

## 第三者性の担保について

- 県内の指定都市・中核市では、私立の保育所を含む施設の指導監督を専門に担当する部署が指導監査を実施しており、第三者性は担保できている。他制度においても自己の施設を適正に指導監査している例があり、指定都市等は率先して基準を遵守する能力と自覚を十分に有している。
- 同じ児童福祉施設である幼保連携型認定こども園では、指定都市・中核市が設置したものであっても指定都市等が指導監査を実施しているが、第三者性の担保について課題があるとは聞いていない。



第三者性を担保した上で、適正で効率的・効果的な指導監査は可能

令和2年度地方分権改革に関する提案募集

# 生活保護法に基づく 指定医療機関の変更届出の 一部省略について

令和2年7月17日

群馬県

総務部総務課  
健康福祉部健康福祉課



# 生活保護法に基づく指定医療機関とは

生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事の指定を受けた医療機関のこと。

指定を受けようとする医療機関の開設者は、法施行規則第10条に基づき、①名称及び所在地、②管理者の氏名、生年月日及び住所、③健康保険法に規定する保険医療機関である旨、等を記載した申請書を提出することとされている。

申請書の提出があった医療機関について、都道府県が指定をした場合に、法施行規則第12条に基づき、都道府県知事は、1) 指定年月日、2) 名称及び所在地を告示することとされている。

## 指定医療機関の変更届出

指定医療機関は、届出事項に変更があったときは、指定を受けた厚生労働大臣又は都道府県知事に届出を提出する必要がある。（法第50条の2、法施行規則第14条）

都道府県知事等は、法施行規則第14条の2に基づき、**名称**又は**所在地**の変更に係る届出があった場合は、その旨を告示することとされている。



## お願いしたい地方への規制緩和

生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出について、告示対象以外の変更時には、変更届出を省略できるようにする。

**【告示対象】 名称又は住所地の変更**

**【告示対象外】 管理者の変更、  
開設者の変更等**

## 支障事例・制度改正の必要性①

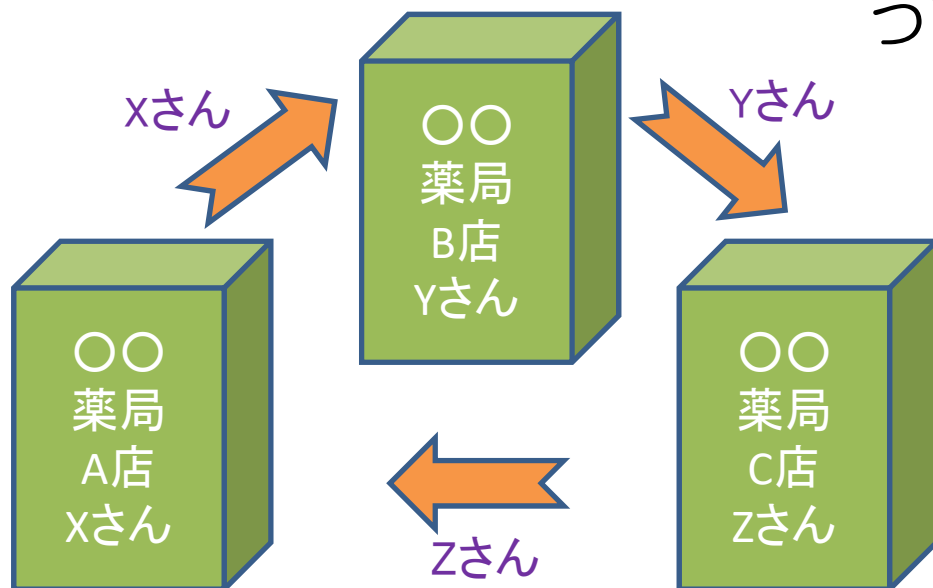
### ○告示対象外の変更届出件数が多数を占めている

指定医療機関の変更届出は、名称や所在地の変更よりも管理者の変更など告示対象外の届出が多数を占める。

例えば、経営母体が同一の薬局などで、管理者が入れ替わる人事異動があり、一度に複数の届出があることも多い。

R1年度の変更届出総数：125件

うち告示対象外届出数：111件



左記のようにグループ内での人事異動が多く、これだけで3件の変更届出が必要となる。

群馬県

## 支障事例・制度改正の必要性②

### ○手続に多大な事務手間が掛かっている

多数を占める管理者の変更届出について、生年月日及び住所の記載漏れが多数ある。記載漏れについては、その都度、医療機関に確認している。

医療機関側も健康保険法上と生活保護法上、両方の変更届出の作成や、自治体からの確認などに事務手間が掛かっている。

(参考) 変更届の記載について

健康保険法と生活保護法で記載事項が異なっている。

健康保険法	生活保護法
<ul style="list-style-type: none"><li>・氏名</li><li>・医籍等登録番号</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・氏名</li><li>・住所</li><li>・生年月日</li></ul>

群馬県



## 支障事例・制度改正の必要性③

### ○告示対象外の事項の変更届の必要性

告示対象外である事項については、**普段の業務で使用する頻度は、ほとんど無く**、都道府県において把握する**必要性は乏しい**。

また、管理者変更等であれば、届出の提出がなくとも、各地方厚生局がホームページで公表している、健康保険上の届出に基づく、医療機関一覧表の確認で十分足りる。

以上のことから、生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届出を省略できるよう、**規制緩和を求めたい**。

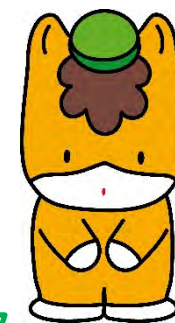
# 規制緩和による効果

## ○自治体職員の事務負担の軽減

多数を占めていた告示対象外の変更届出が不要となれば、単純に件数が激減することの他、問い合わせや名簿管理などの付随する業務についても減少し事務負担の軽減となる。  
(受付から名簿更新まで処理について、**1件あたり平均15~20分程度、掛かっている**)

## ○医療機関の事務負担の軽減

生活保護法上の変更届出の作成が不要となり、作成に要する事務や、記載漏れ等に対する問い合わせの対応などの事務負担の軽減につながる。



群馬県